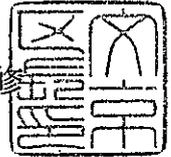


27文総第108号  
平成27年4月24日

文京区情報公開制度及び  
個人情報保護制度運営審議会  
会長 内山 忠明 様



文京区長 成澤 廣 修



平成27年度諮問第1号

社会保障・税番号制度の導入に伴う個人情報保護制度の見直しについて（諮問）

平成25年5月に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」という。）が制定されました。それに伴い、平成27年10月に国民一人ひとりに個人番号（マイナンバー）が付番され、平成28年1月に社会保障、税及び災害対策等の分野においてその利用が開始され、国民の利便性の向上と行政運営の効率化が図られることになりました。

一方で、個人番号が付番されることで、特定の個人の情報であることが極めて容易に識別できるようになるため、個人番号をその内容に含む個人情報（以下「特定個人情報」という。）が悪用された場合には、個人の権利利益を損なうおそれが、一般の個人情報に比べて高まることが懸念されます。

番号法においては、個人番号その他の特定個人情報に対する特段の保護措置を定め、地方公共団体に対しても、同法の趣旨に則った特定個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な措置を講ずることを求めています。

文京区においても、番号法の趣旨を踏まえ、文京区個人情報の保護に関する条例（平成5年3月文京区条例第6号）について、番号法等の関係法律との整合性を図り、特定個人情報の保護措置を講じる必要があります。

そこで、文京区情報公開制度及び個人情報保護制度運営審議会条例（平成5年3月文京区条例第7号）第2条第1項第2号の規定に基づき、別紙「個人情報保護条例の見直し事項」について審議会のご意見を承りたく、諮問いたします。

# 社会保障・税番号制度導入に伴う 個人情報保護条例の見直し事項【概要】

条例 条文	項目	概要	番号法関連条文 ( )は行政機関個人 情報保護法関連条文
第2条	定義	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 「特定個人情報」、「保有特定個人情報」、「情報提供等記録」の定義を追加する。</li> </ul>	第2条
第14条	目的外利用の制限	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定個人情報（情報提供等記録を除く。）の目的外利用ができる場合を、「人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意があり、又は本人の同意を得ることが困難であるとき」に限定する。</li> <li>● 情報提供等記録のみ、目的外利用を認めない。</li> </ul>	第29条・第30条 （行個第8条読替・適用除外） 第31条 第9条
第15条	外部提供の制限 （提供の制限）	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定個人情報の提供ができる場合を、「番号法第19条各号に該当する場合」に限定する。</li> </ul>	第29条・第30条 （行個第8条読替・適用除外） 第31条 第19条
規則 第10条  (条例第20条)	開示等の請求  (請求の方法)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定個人情報の開示・訂正請求、情報提供等記録を除く特定個人情報の削除・利用の中止請求（以下、「請求」という）については、任意代理人による請求をいかなる場合にも認める。</li> <li>● 個人番号を含まない個人情報についても、任意代理人による請求をいかなる場合にも認める。</li> </ul>	第29条・第30条 （行個第12条第2項等読替）、第31条

条例 条文	項目	概要	番号法関連条文 * 〇 は行政機関個人 情報保護法関連条文
(条例第 18条)  (条例第 19条)	<b>【利用停止請求】</b> (削除の 請求)  (利用の 中止の請 求)	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定個人情報(情報等提供記録を除く。)の利用停止(利用の停止、消去又は提供の停止)の請求ができる場合に、「番号法の規定に違反した不適正な取扱いがなされている場合」も対象に含める。</li> <li>● 情報提供等記録については、利用停止の請求を認めない。</li> </ul>	第29条(行個第36条第1項読替) 第30条(行個第36条~41条読替) 第31条
第22条	決定後の 手続等	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 情報提供等記録のみ、総務大臣及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者又は情報提供者に対して、訂正があった場合は、その旨を書面により通知する。</li> </ul>	第30条 (行個第35条読替) 第31条
第29条	費用負担	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 本区条例において、開示手数料は無料としており、自己情報の写しの作成に要する費用のみ実費を請求者から徴収していることから、現行規定を維持する。</li> </ul>	第29条・第30条 (行個第26条第2項読替)、第31条
第30条	他の制度 との調整	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 特定個人情報の開示等については、他の法令による開示の実施との調整規定を適用除外とする。</li> </ul>	第29条・第30条 (行個第25条適用除外)、第31条